

公益財団法人大学基準協会 評価手数料等に関する規程 新旧対照表

(改定の趣旨)

1. 評価プロセスにおいてICTを活用し、オンライン会議等を活用することにより、評価にかかる経費削減が可能であると試算できたことから評価手数料を改める（別表4の1、4の2）。

新	旧
<p>公益財団法人大学基準協会 評価手数料等に関する規程</p> <p>平18. 6. 28決定 平24. 3. 9改定 令元. 9. 27改定 平19. 9. 11改定 平25. 7. 30改定 令2. 1. 28改定 平19. 11. 16改定 平27. 3. 20改定 令3. 1. 27改定 平20. 3. 11改定 平27. 5. 19改定 <u>令3. 9. 22改定</u> 平20. 4. 24改定 平27. 10. 22改定 平21. 9. 15改定 平28. 5. 23改定 平22. 3. 12改定 平28. 9. 14改定 平22. 5. 21改定 平29. 1. 27改定 平22. 11. 19改定 平30. 9. 7改定 平23. 11. 18改定 平31. 1. 31改定</p> <p>第1条、第2条（略）</p> <p>（分野別評価に関する手数料）</p> <p>第3条 分野別評価に係る手数料は、別表4の通りとする。</p> <p>第4条以下（略）</p> <p>附 則（令和2年1月28日） この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年1月27日）</p>	<p>公益財団法人大学基準協会 評価手数料等に関する規程</p> <p>平18. 6. 28決定 平24. 3. 9改定 令元. 9. 27改定 平19. 9. 11改定 平25. 7. 30改定 令2. 1. 28改定 平19. 11. 16改定 平27. 3. 20改定 令3. 1. 27改定 平20. 3. 11改定 平27. 5. 19改定 平20. 4. 24改定 平27. 10. 22改定 平21. 9. 15改定 平28. 5. 23改定 平22. 3. 12改定 平28. 9. 14改定 平22. 5. 21改定 平29. 1. 27改定 平22. 11. 19改定 平30. 9. 7改定 平23. 11. 18改定 平31. 1. 31改定</p> <p>第1条、第2条（略）</p> <p>（分野別評価に関する手数料）</p> <p>第3条 分野別評価に係る手数料は、別表4の通りとする。</p> <p>第4条以下（略）</p> <p>附 則（令和2年1月28日） この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年1月27日）</p>

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表4の2は、令和6年3月31日までの適用とする。

附 則（令和3年9月22日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表4の2は、令和6年3月31日までの適用とする。

別表1、別表2、別表3（略）

別表4の1：分野別評価に係る手数料(第3条関係)
※令和6年度より適用

種別	金額	
分野別	1つの大学により設置された課程	<u>2,200,000円</u> に消費税を加えた金額とする。
評価	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、 <u>1,300,000円</u> に消費税を加えた金額とする。

別表4の2：分野別評価に係る手数料(第3条関係)
※令和5年度まで適用

種別	金額	
分野別評価 (獣医学教育評価)	1つの大学により設置された課程	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正会員：2,500,000円 二 非正会員：3,000,000円

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表4の2は、令和6年3月31日までの適用とする。

別表1、別表2、別表3（略）

別表4の1：分野別評価に係る手数料(第3条関係)
※令和6年度より適用

種別	金額	
分野別	1つの大学により設置された課程	3,000,000円に消費税を加えた金額とする。
評価	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、1,500,000円に消費税を加えた金額とする。

別表4の2：分野別評価に係る手数料(第3条関係)
※令和5年度まで適用

種別	金額	
分野別評価 (獣医学教育評価)	1つの大学により設置された課程	次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正会員：2,500,000円 二 非正会員：3,000,000円

		円
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正会員：1,500,000円 二 非正会員：2,000,000円
分野別評価 (獣医学教育評価以外)	1つの大学により設置された課程	<u>2,200,000円</u> に消費税を加えた金額とする。
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、 <u>1,300,000円</u> に消費税を加えた金額とする。

		円
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、次の各号に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 正会員：1,500,000円 二 非正会員：2,000,000円
分野別評価 (獣医学教育評価以外)	1つの大学により設置された課程	3,000,000円に消費税を加えた金額とする。
	複数の大学により設置された課程	課程を設置する各大学につき、1,500,000円に消費税を加えた金額とする。